

平成25年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成25年12月9日 午前10時15分 開会
午前11時15分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都 市 整 備 部 理 事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上 下 水 道 部 長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第49号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議第50号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議第51号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第52号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第53号 奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第8 議第54号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第55号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第56号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
- 日程第11 議第57号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議第58号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第13 議第59号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第14 議第60号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第15 議第61号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第62号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 議第63号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第64号 平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第19 請願第1号 （仮称）道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について

開 会 午前10時15分

西川議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成25年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成25年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中でご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

年の瀬の慌ただしさが感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第49号から日程第18、議第64号までの16議案であります。また、今回、請願が1件提出されております。議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、閉会中に開催されました委員会の審査状況について、議会改革特別委員長より報告を願います。

8番、西井覚君。

西井議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました、議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成25年11月19日、26日及び12月3日の3回にわたり開催し、議会改革について及び葛城市議会委員会条例の改正について審議をいたしております。

初めに、議会改革については、11月19日、26日の両日において、議会基本条例制定に向け、これからの議会改革をどのように進めるべきであるかについて、これまで実施してきた葛城市議会における議会改革の内容、また、以前から出されていた、これから審議すべき事項、また、議会基本条例の定義などを参考資料として議論をいたしました。

委員からは、部会をつくり、政務活動費や議会報告会、議員間討議について議論すべきであるという意見、また、現在の葛城市議会には議会基本条例を制定するに当たって、何が足りないかを洗い直し、制定するのであれば期日を決めて、スピード感を持って取り組むべきであるという意見、さらには必ずしも全てを整えてから制定する必要はなく、今できるものだけで最低限のものをつくり、後に足りないものを加えていくといった考え方もあるなど、多くの意見がありました。

委員会としては、これからの進め方として部会制や視察を含め、また勉強会、また制定期日などについて正副委員長で協議し、委員各位にその都度議論いただくことといたしました。

次に、葛城市議会委員会条例の改正につきましては、11月19日、26日、及び12月3日の3回にわたり、委員から提案された、常任委員会の数を現状の3委員会から2常任委員会に変更する委員会条例の改正について議論をいたしました。

この提案に対し、議会の意思決定機関として機能や立法機関としての機能などからすると、

改選前に議会改革特別委員会で十分議論し、議会の議決で決めた3常任委員会制を一度も実施せず、条例改正をするのは認められない、また、一定の検証期間が必要であるという意見や、現在の3常任委員会制は、これまでに十分議論され、決められた結果であることは理解するが、改選により、新たな15名でこれから議会運営をしていくことを考えると、その新しいメンバーでメリット、デメリットについて議論すべきであるという意見がありました。さらには、改選で議員も入れかわり、これから委員会を付託される予算規模などの膨らんだ補正予算など、重要議案を5人の委員で審査するよりも、2つの常任委員会にすることにより、審査の範囲がふえるが、そのことにより議員の半数となる7人や8人のより多くの委員で議論できる環境整備を行い、審査すべきであるという意見に対し、委員会条例の改正について議論するならば、以前から意見が出されていた3常任委員会委員の数を各6名ずつにふやすことや、本会議主義に戻すということについても議論すべきであるという意見がありました。

このほかにも委員各位からさまざまな意見があり、これらの意見を踏まえて、委員会としての一定の結論を導き出すことも考慮いたしました。時間をかけて議論を重ねましたが、委員各位の貴重な意見を尊重し、今後は議員としての判断に委ねることといたしました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

西川議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）等につきましては、既に配付いたしております3件でございます。各所管において取扱いについてご協議いただきますようよろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成25年第4回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年末のご多忙なところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろは葛城市政の推進のためにそれぞれご活躍いただいておりますことに対しまして、敬意を表する次第でございます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、人事案件が4件、議決案件が12件など、全部で16件でございます。案件の内容につきましては、それぞれ提案時にその都度内容説明を申し上げますので、慎重なご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、西川朗君、10番、吉村優子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長より報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 おはようございます。平成25年第4回葛城市議会定例会開会に当たり、去る11月29日及び本日午前9時より議会運営委員会を開催し、諸事項について慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、議第49号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第50号から日程第6、議第52号までの3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、1議案ごとに討論、採決をいたします。

なお、以上の4議案につきましては、人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

次に、日程第7、議第53号から日程第9、議第55号までの条例制定及び一部改正等3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、審査願います。総務文教常任委員会には議第53号、議第54号の2議案を、都市産業常任委員会には議第55号議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第10、議第56号及び日程第11、議第57号の一部事務組合の規約変更等2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、1議案ごとに討論、採決まで行います。

次に、日程第12、議第58号から日程第18、議第64号までの平成25年度各会計補正予算7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、審査願います。総務文教常任委員会には議第58号の関係部分及び議第62号の2議案を、生活福祉常任委員会には議第58号の関係部分、議第59号、議第60号の3議案を、都市産業常任委員会には議第58号の関係部分、議第61号、議第63号、議第64号の4議案をそれぞれ付託し、審査願います。

最後に、日程第19、請願第1号議案につきましては、上程し、都市産業常任委員会に付託し、審査願います。

以上で1日目は散会いたします。

なお、今回提出されております議員提出議案につきましては、本会議に議案を上程する当日に議案を配布し、上程した後、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期については、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日12月9日より19日までの11日間とし、11日午前10時より本会議、一般質問を行います。12

日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。13日午前9時30分より総務文教常任委員会、16日午前9時30分より生活福祉常任委員会、17日午前9時30分より都市産業常任委員会が開かれます。そして、18日、19日、それぞれ午前10時より本会議を開き、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告願ひ、質疑、討論の後、採決まで行ひ、そして、先ほど申し上げました、議員提出議案の審議を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり、3件ございます。それぞれの所管において、ご協議賜りますよう、よろしく願ひいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしく願ひいたします。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日12月9日から19日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日12月9日から19日までの11日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第49号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第49号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求めらる。

記

住所 葛城市忍海●●●番地

氏名 高木希容子

昭和●●年●●月●●日生

平成25年12月9日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

西川議長 本案につき、提案者の説明を求めます。
市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第49号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の堀内忠樹氏が本年12月20日付をもって任期満了となりますので、新たに高木希容子氏を教育委員に任命いたしたく、本議会に提案するものでございます。

高木氏におかれましては、42年間地方公務員として勤務され、現在、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会の福祉推進委員として活躍されており、人格が高潔で、教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第49号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第50号から日程第6、議第52号までの葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。

なお、本3議案につきましても委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

本3議案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第50号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市忍海●●番地

氏名 中井康郎

昭和●●年●月●●日生

平成25年12月9日提出

葛城市長 山下和弥

続きまして、議第51号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市竹内●●●番地

氏名 仲田博則

昭和●●年●月●●日生

平成25年12月9日提出

葛城市長 山下和弥

続きまして、議第52号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市新庄●●●番地●

氏名 田中邦男

昭和●●年●●月●●日生

平成25年12月9日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

西川議長 本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第50号から議第52号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成26年3月に葛城市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、本議会に提案するものでございます。

まず、議第50号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案につきましては中井康郎氏を新たに選任いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第51号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案につきましては仲田博則氏を引き続き選任いたしたく、提案する

ものでございます。

次に、議第52号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案につきましては田中邦男氏を引き続き選任いたしたく、提案するものでございます。

以上3名の方々につきましては、固定資産の評価に関します知識、あるいは人格、識見ともにすぐれており、最適任者であると認められます。よって、葛城市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第7、議第53号から日程第9、議第55号までの条例の制定及び一部改正等3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第53号から議第55号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第53号、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、奈良県知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、葛城市消防本部について規定されております関係条例について、一括して所要の改正、廃止を行うため、本条例を制定するものでございます。

奈良県広域消防組合の設立に係る奈良県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

次に、議第54号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成25年6月21日に公布されたことによるものでございます。内容といたしまして、国家公務員において給与減額支給措置を実施しているなどの理由により見送られてきた、平成24年の人事院勧告を実施するためのものでございまして、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員の給与水準の上昇をより抑える対策として、当該職員については勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に限り昇給を行い、標準の勤務成績では昇給を停止することとされております。このことに伴い、同様の内容で本条例の一部を改正するものでございます。

平成26年1月1日から施行するものでございます。

最後に、議第55号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布されたことに伴い、引用条文を改正するものでございます。改正内容といたしましては、市営住宅への単身入居資格について、事実婚を含む配偶者からの暴力の被害者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても入居資格の対象とするものでございます。

平成26年1月3日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第53号及び議第54号の2議案については総務文教常任委員会に、議第55号議案については都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第10、議第56号及び日程第11、議第57号の一部事務組合の規約変更等2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第56号及び議第57号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議第56号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてでございます。本案につきましては、奈良県知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散することとなります。このことにより、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合の数が減少するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事の許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第57号、奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。本案につきましては、さきにご説明いたしました奈良県広域消防組合の設立に伴う関係組合の解散等によるものでございます。改正内容といたしましては、本規約中、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合を削り、奈良県広域消防組合を追加するものでございます。

奈良県知事の許可があった日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第56号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議第58号から日程第18、議第64号までの平成25年度各会計補正予算の7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第58号から議第64号までの7議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,178万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ185億3,490万1,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正、また、本年度よりの電気料金値上げに伴う補正を行うものでございます。総務費では近鉄忍海駅、当麻寺駅の駅前駐輪場整備に伴う工事請負費、民生費では国庫負担金の前年度確定に伴う精算返還、衛生費では脳ドック検診申請の増に伴う助成金の追加、土木費では道路新設改良事業に係る工事請負費の追加、教育費では学校体育施設の電気料金等の補正を行うものでございます。また、第2条では繰越明許費といたしまして、市勢要覧作成事業、子ども・子育て支援システム導入事業をお願いするものでございます。また、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第59号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,300万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億5,067万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費の追加でございます。

次に、議第60号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ

ぞれ1億7,853万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億8,439万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、保険給付費の追加及び人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次に、議第61号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億9,922万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、電気料金値上げに伴う需用費の追加でございます。

次に、議第62号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,087万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1,167万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費の追加及び需用費の追加でございます。

次に、議第63号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ110万円とするものでございます。

補正内容につきましては、公債費の全額繰上償還を行うため、償還金及び補償金を追加するものでございます。

最後に、議第64号、平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用では718万5,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を6億4,963万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、水道事業費用につきましては電気料金の値上げに伴います光熱水費及び動力費の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

15番、白石栄一君。

白石議員 提案をされました、議第58号の平成25年度葛城市一般会計補正予算について、若干の質疑をしてみたいと、このように思います。

1つ目は、事項別明細書の11ページ、2目の文書広報費です。648万円が増額補正をされ、市勢要覧作成業務委託料が計上されております。これはこれとして、理由があるというふうに思いますが、それとあわせて予算書の6ページになりますが、同時に第2表の繰越明許費において、市勢要覧作成費が648万円全額が翌年度に繰り越されると、こういう措置がされておりますが、どのような理由によるものかお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、事項別明細書11ページの7目の交通安全対策費、工事請負費が1,000万円増額補正をされております。本事業の内容の詳細についてお伺いをしたいと思います。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご質問の市勢要覧の作成でございます。この市勢要覧の作成につきましては、平成26年10月で合併10周年となります。このことから、この市勢要覧につきましては市内外の人々に市政の動きや市民の活動など、幅広い市勢をご紹介するための資料として作成するものでございまして、現在所蔵している市勢要覧は、合併の翌年の平成17年度に作成されたものでございます。それ以後、今日までの変遷や、今後、さらなる飛躍、発展を遂げていこうとする姿を実現するために、このような10周年の契機として、新たに市勢要覧を作成するものでございます。

当初の予定では、平成26年度新予算で提案をさせていただき、ご審議いただきたく考えてまいりましたが、前回の平成17年の市勢要覧の作業スケジュールや県内市町村の実績など精査いたしました結果、少なくとも作成月日が8カ月から10カ月程度の作業日数が必要であるとの結論に達しました。現在のところ、来年10月以降で開催の合併10周年記念事業のタイミングでご出席者の方々にお配りしようという考えで予定をしております。したがって、できあがり度が26年度になってしまいますことから、今回の補正予算で計上させていただきました費用につきましては、翌年度に繰越しさせていただくと、そういう予定でございます。

以上でございます。

西川議長 総務部菊江理事。

菊江総務部理事 総務部理事、生活安全担当の菊江でございます。

交通安全対策費で1,000万円の補正をお願いしておるわけでございます。この1,000万円の概要といたしましては、近鉄忍海駅前駐輪場、ここの転倒防止、また盗難防止を図るために防止柵などを設置いたしまして、二重ロックがかけられるように、自転車などが盗難に遭わないように、また、雨風などが吹いたときに自転車が倒れたりよくいたしますので、そうした自転車が倒れないようにということでの対応を図ろうとするものでございます。

もう1カ所、当麻寺駅前駐輪場の整備でございますが、今、当麻寺駅前には3カ所の駐輪場がございます。うち、1カ所につきまして、平成25年度の3月末をもって返していただきたいという申し出がございまして、駐輪場が1カ所なくなってしまうわけでございます。そうしたことから、新たにその駐輪場にかわる駐輪場として整備をさせていただきたい、こういうお願いでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 まず、市勢要覧の作成業務委託料についてであります。部長の答弁によりますと、市勢要覧の作成については、当初は平成26年度の予算で計上する予定であったということでありますけれども、平成17年度に作成したときの経過をひもといてみると、あるいは、県下の自治

体の市勢要覧の作成の期日等を調べたところ、やはり8カ月から10カ月かかるということがわかったということで、平成26年の10月の式典に間に合うようにという形で、この12月定例会で補正予算が計上された。同時に、8カ月、10カ月かかりますので、これは平成26年度に食い込むということで、繰越明許費で計上された、こういうことになっているわけでありませう。

その理由については、それなりに市勢要覧をつくって、本当にこの間も市の発展、市の活動ぶりそのものを、市民初め県内外の人々に知っていただくということは有意義なことだというふうに思います。

しかし、私は、会計年度独立の原則、あるいは繰越明許費の運用の原則からして、ほんとうに適当なのかどうか。この点を改めてお伺いをしたいというふうに思います。この繰越明許費については、その性質上、現実には、例えば相手方の給付が長期間に及ぶもの、こういうものが、いわば予算成立後の支出を終わらない、そういう見込みがあると判明しているもの、言いかえれば、特定の事務または事業に、本来相当の期間を要するか、または全く外部的な要因に支配されるので、予算の執行の過程における自然的、社会的条件に影響されやすい性質を有することと書いてあります。その性質上、やむを得ないもの、あるいは予算の成立後、やむを得ない事由により繰越明許ができると、こう書いてあるわけですね。

このたびのこの補正予算への計上、あるいは同時に繰越明許費をされるというのも、平成26年の10月に10周年を迎えるということは、これはもう当然誰もがわかっていることであります。当然、平成17年のときの要覧をつくったときに、どの程度の期間がかかったかということは、事前に調べればわかることであります。当然、平成25年度の当初予算、あるいは6月、9月の定例会においてやはり補正予算を上げてくるということが、これは当然至極のことだというふうに思うわけであります。

この間、平成23年度の一般会計補正予算で介護保険システム改修委託料が計上され、これは3月に計上されたんですね。これも私は、このときに、繰越明許費を設定すべきではないかということで提案をしました。いやいや、そんなことはない、年度内に必ずできるという答弁であったけれども、実際ふたを開けてみれば、繰り越さざるを得なかったというふうになってしまったのであります。

私は、やはり予算の執行に当たっては、適正な運用が求められているということで、この間取り上げてまいりましたが、実際に、地方自治法第213条の規定に書かれている明許繰越費の要件について当てはまっているのかどうか。この点を改めてお伺いをしておきたい、このように思います。

第2点目でありますけれども、交通安全対策費について、理事のほうからご説明をいただきました。近鉄忍海駅の駐輪場の自動車の転倒防止柵をつける、これは当然のことだというふうに思います。そしてもう1点、当麻寺駅の駐輪場、3カ所のうち1カ所が地主から契約を更新できないと言われる形で、新たにその駐輪場を確保するということでの支出だと思っておりますが、その支出の内容、中身が知りたいわけですね。どういう工事に使うのか、転倒防止柵をつくるのか、造成をして舗装をするのか、そういう点を聞きたいのでお伺いをした

いと思います。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。

ただいまの繰越明許費の件でございます。まず、地方自治法の208条では、会計年度独立の原則がうたわれておるわけでございます。執行に当たっては、肝に銘じて行っておるわけでございます。やむを得ないということで、213条に例外として繰越明許費が位置づけられております。

議員お説のように、繰越明許費におきましては、その経費の性質上、年度をまたがるか、また予算成立後におきまして、やむを得ない理由があった場合、こういった場合に明許費が該当してくると、こういう内容でございまして、今回の場合につきましては、経費の性質上、予算時点で年度内には終わらないと見込まれると、こういう内容に該当する中での、今回補正予算の中で繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

西川議長 菊江理事。

菊江総務部理事 菊江でございます。

当麻寺駅前駐輪場の工事内容ということでございますが、現在借りております同じ敷地の中で、そこをどう接続するかという形になります。たまたま駅前に空き地がございまして、一番近いところということで、数カ所お願いにまいりましたが、ご協力してもよろしいとおっしゃっていただいたところが、現状、当麻寺踏切を東に渡りまして、左側にある駐輪場がございまして、その駐輪場の敷地の中で古い建物がございまして、その建物を解体させていただいて、敷地を整備して、土地を整備するということですね。地上げを若干いたしまして、排水をつくって舗装をしてフェンスを設けまして、照明、転倒防止柵、ライン引き、こうした工事の内容となっております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 それぞれ部長、理事からご答弁をいただきました。部長は、この法第208条の繰越明許費のうち、その性質上、その部分の事由において補正予算をし、同時に明許繰越費を設定した、こういうことであります。私が先ほどの質疑の中で、その性質上というのはどのようにやはり解釈をすべきかということで、その運用解釈について述べました。特定の事務または事業、こういうことが言われていますね。本来、相当の期間を要するか、または全く外的要因に支配されるもの、このことによって、予算の執行の過程に対する自然的、社会的諸条件に影響されやすいものなんだ、こういうことあります。

私は、このことについてはやむを得ないものというふうには思いますけれども、この間の繰越明許費というのは、平成24年度において30億円に及ぶ繰越しがなされている。これらの事由については、これは予算成立後の理由によって措置されているわけですね。このたび、本当に珍しいというふうにするんですけども、その性質上の規定、解釈運用によって設定されたというのは非常に珍しい。私は、やむを得ないものとは思いますが、やはり議会在が

議決をした予算、繰越明許を認めたものについては、やはり適正に執行してもらおうという姿勢が必要だというふうに強く思っております。この点を、やはり強調しておきたいということをおもいます。

それから、理事のほうから答弁がありました。当麻寺駅の駐輪場の確保のために、古い建物を、これ、民間の建物を解体して、その場所を造成し、舗装をし、フェンスを張って、この駐輪場のこの規模のを確保する、こういうことだと思っております。それはそれとして、市民の利便を確保するという点で理解をできるわけでありましてけれども、この解体の費用、これがいわゆる公金を支出して充てるというのは、本当に適当なのかという点で、私は疑問を持たざるを得ません。そういう意味で、ぜひこの常任委員会で十分な審査をしていただきたいということをつけ加えて、私の質疑を終わっておきたいと思っております。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7議案につきましては、3つの常任委員会へ付託いたします。総務文教常任委員会には、議第58号の関係部分及び議第62号の2議案を、生活福祉常任委員会には、議第58号の関係部分、議第59号及び議第60号の3議案を、都市産業常任委員会には、議第58号の関係部分、議第61号、議第63号及び議第64号の4議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

最後に、日程第19、請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願についてを議題といたします。

本請願第1号については、お手元に配付しておりますので、請願文書表のとおり都市産業常任委員会に付託し、審査をお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、12月11日、12日、18日、19日のそれぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日午前9時30分から総務文教常任委員会、16日午前9時30分から生活福祉常任委員会、17日午前9時30分から都市産業常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様には、早朝より慎重に審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午前11時15分